

## 安全共済会ネット加入手続きのながれ

【初回加入】（マニュアル【単位子ども会—更新編】参考）

単位子ども会

- ① メールアドレスを登録する。
  - ② アドレスに届いた URL をクリックし、単位子ども会情報を新規登録する。
  - ③ 新年度の加入者情報を登録する。昨年度データを移行する。
  - ④ 年間行事を登録する。昨年度データを移行する。
  - ⑤ 加入申込書を市子連 G-mail アドレスに5月21日(木)までに送信する。
  - ⑥ 安全共済会費(150円/一人)を5月21日(木)までに市子連口座に振り込む。
- ※初回加入分は4月1日に遡及して共済金請求可

【追加加入】（マニュアル【単位子ども会—変更編】参考）

単位子ども会

- ① 追加加入者情報を登録する。
  - ② 加入申込書を市子連 G-mail アドレスにメール添付にて送信する。
  - ③ 安全共済会費(150円/一人)を市子連口座に振り込む。
- ※市子連→県子連に掛金を納めた翌日から補償効力が発生

【転入】（マニュアル【単位子ども会—変更編】参考）

単位子ども会

- ① ネット上で加入者情報（転入）を変更手続きする。転入者の備考欄に「〇〇子ども会から転入」と書き込み保存する。「お問い合わせ」から「転入手続き終了」と書き込み全子連に送信する。
- 令和8年度より県外からの転入者の場合は新規加入扱いとし、「加入申込書」と掛金(150円/一人)を市子連 G-mail アドレス・市子連口座に提出する。

市子連 Gmail アドレス:saitamashikoren@gmail.com

市子連口座:埼玉りそな銀行 大宮支店 (普) 5628242

市子連安全共済会 HP: ※「加入申込書」をダウンロード

<https://saitamashikoren.sakura.ne.jp/>

## 令和 8 年度市子連安全共済会加入に関する注意事項

### 1. 登録期間

- ① 令和 7 年度加入登録は令和 8 年 3 月 12 日（木）まで
- ② 令和 8 年度加入登録は令和 8 年 3 月 16 日（月）から

### 2. 単位子ども会情報登録

- ① 7 年度担当者から「7 年度ユーザーID」を引き継いでおく。
- ② 所属都道府県「埼玉県」、所属団体名「埼玉県子ども会連合会」、契約者「さいたま市子ども会育成連絡協議会」を選択する。
- ③ 単位子ども会名欄は必ず「区名+子ども会名」で登録する。
- ④ ユーザーID、パスワードの 1 文字目は英文字（大小どちらでも可）で！！  
※数字・記号は不可
- ⑤ ユーザーID、パスワードはメールアドレスとは別のものにすること。
- ⑥ 設定したユーザーID、パスワードは厳重に管理すること。
- ⑦ 全ての区子連本部の登録が必須。

### 3. 加入者情報の登録

- ① 昨年度データ移行は 1 回のみ 5 月 31 日まで。昨年度ユーザーID が必要
- ② 4/1 時点の年齢で登録する。3 歳以下の幼児が加入する場合は、必ず保護者の登録が必要。保護者を先に加入登録し、幼児の保護者欄は候補者から選択する。
- ③ 60 日以内は画面上で削除・修正可。

### 4. 年間行事の登録

- ① 令和 8 年度から行事と日常定例活動が統合された。計画している全ての行事・活動を登録する。
- ② 行事・活動名は保存すると変更不可。
- ③ 日時や場所などは備考欄に記載する。6/1 以降の行事は必ず実施日前に登録。
- ④ 全ての単子で「区子連・市子連・県子連の行事に参加」と行事名欄に入力する。

### 5. 「加入申込書」の提出 ※市子連共済HPからダウンロード

- ① 初回加入より単位子ども会が市子連に直接提出する。
- ② 区名を必ず記入すること。市子連 G-mail アドレス宛にデータ添付して送信する。  
※Excel、または PDF 形式で送信してください。

### 6. 掛金の振込

- ① 初回加入より単位子ども会が市子連の口座に送金する。「区名+子ども会名」で！！
- ② 掛金は通年 150 円/一人 振込先は手引き裏表紙・p.2 に記載

### 7. その他

- ① 申込書提出・連絡・お問い合わせは市子連 G-mail アドレスまで。
- ② 加入申込書の提出と掛金の振込は、時期をずらさずできるだけ同日にお願いします。